

■ 事業系一般廃棄物の分別 ■

食品・ 生ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組むよう努めてください。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の売れ残り ・料理の食べ残り ・飲食店の厨房などから出る料理くずなど 	
	小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、余剰食品	フードバンクへの寄付をご検討ください。
紙類 〔リサイクル できない紙〕	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品や油の付いた紙 ・使用済みのティッシュ ・カーボン紙等のリサイクルできない紙など 	
古紙 リサイクル できる紙 〔〕	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。 ・リサイクルできる古紙は、中津市クリーンプラザに持込むことができません。 	古紙業者、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール、新聞紙、雑誌類、カタログ、チラシ、雑がみ、など 	
古布 天然繊維で 出来た古布 〔〕	<ul style="list-style-type: none"> ・化学繊維製品(ナイロン・アクリル・ポリエステル等の合成繊維)は産業廃棄物(廃プラスチック類)です。 ・建設業、繊維工場などの業種から発生する古布(天然繊維くず)は産業廃棄物です。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・天然繊維(羊毛、木綿、麻等)で出来た古布 	
木くず、枝木	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。 ・木くず、枝木は、中津市クリーンプラザに持込むことができません。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自らリサイクル業者に自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から排出される 木くず、剪定枝木 など 	
刈り草・落ち葉	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者(造園業等)からの刈り草・落ち葉などを対象とします。 ・事業所の敷地内から発生する刈り草・落ち葉なども対象となります。 ・刈り草、落ち葉などは、中津市クリーンプラザに持込むことができません。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自らリサイクル業者に自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から排出される ・事業所敷地の刈り草、落ち葉など ・事業として実施した刈り草、落ち葉など ・農業における畑の刈り草など 	
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・古布、木くず等で産業廃棄物に該当しない粗大ごみを対象にします。 ・一部でも金属やプラスチックが含まれると産業廃棄物となります。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・木製品のタンス・椅子 など ・化学繊維が含まれない布団・畳※ など (特に畳の素材には注意・確認してください) 	
※畳の中津市クリーンプラザへの持込みは、10枚までの制限があります。		
生活系 一般廃棄物 (家庭から出た廃 棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が「生活系一般廃棄物」を運搬できるのは、中津市の一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。 ・持込みには、「生活系一般廃棄物」であることの申請※が必要です。 ・産業廃棄物、処理困難物の持込みはできません。 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。
	<ul style="list-style-type: none"> 生活系一般廃棄物(家庭から出る廃棄物)の運搬きちんと分別をお願い致します。 ・「燃やすごみ」 ・「燃えないごみ」 ・「資源プラ」 ・「びん・缶」 ・「ペットボトル」 ・「古紙・古布・雑がみ」 ・「有害ごみ」 ・「粗大ごみ」 	

※申請は、生活系ごみであることの出所を確認するものです。